第二十二条第二項中「十七日」の下に「（文部科学省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「第十項」の下に「若しくは第十一項及び第十二項」を加え、同条第九項に次のただし書を加える。

ただし、育児休業等終了日の翌日に第十一項に規定する産前産後休業を開始している加入者は、この限りでない。

第二十二条第十一項中「若しくは第九項」を「、第九項若しくは第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　事業団は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した加入者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している加入者は、この限りでない。

12　前項の規定によつて改定された標準給与は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準給与とする。

第二十三条第二項中「前条第十一項」を「前条第十三項」に改める。

第二十五条の表第七十三条の二第一項の項を次のように改める。

第七十三条の二第一項	第百条の二	私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第三項
	第百条の二の二	私立学校教職員共済法第二十八条第四項及び第五項

第二十五条の表第七十八条の二第一項の項を次のように改める。

第七十八条の二第一項	地方公務員等共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する

第二十五条の表第七十八条の二第二項の項を削り、同表附則第十二条第九項の項中「第百条の二」の下に「及び第百条の二の二」を、「第二十八条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第二十八条第二項中「加入者（」の下に「第四項の規定の適用を受けている加入者及び」を加え、同条第三項中「している加入者」の下に「（次項の規定の適用を受けている加入者を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

4　産前産後休業をしている加入者（第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。）が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者が負担すべき掛金を免除する。

5　産前産後休業をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金であつて同項の規定により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。

第三十九条第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）の一部改正）

第二十条　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の表第七十六条第一項第一号の項及び第七十六条第二項第三号の項を削り、同表第七十七条第二項第一号の項中「特定更新加入者」を「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第十項に規定する更新加入者（以下「特定更新加入者」という。）」に改め、同表附則第十二条の三第三号の項を削る。

第二十一条　削除

第二十二条　削除

（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十三条　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の五を次のように改める。

（基礎年金拠出金に対する国の補助に要する費用の財源）

第二条の五　特定年度以後の各年度において、新共済法第三十五条第一項の規定により国が補助する費用のうち附則第二条の二前段の規定の例により算定した金額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第二十四条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者でなかった期間のうち」を削り、「規定により同法」を「規定により国民年金法」に、「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十八条第一項中「経過した」とする」を「経過した」と、「七十歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）」と、「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする」に改める。

第二十条第一項中「その者の妻」を「その者の配偶者（当該死亡した日が公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前にある場合にあっては、妻に限る。以下この項において同じ。）」に改め、同項ただし書中「妻」を「配偶者」に改め、同項第四号中「第二十六条ただし書及び」を「第三十七条第三号及び第四号並びに」に改める。

第三十七条第一項第四号中「第四十二条第二号」を「第五十八条第一項第四号」に改める。